



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.295

2023
Mar.

3

The Kiyuna

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

ようやくコロナ感染症対策としてのマスクの着用が緩和され、マスクの着脱は自由となりました。先日、奈良県自閉症協会では久々に対面での事業として、グループホーム見学会を実施しました。参加者は久々の顔を合わせたの会話を楽しむことが出来ました。もうすぐ4月2日世界自閉症啓発デーがきます。先日、わが家に届いた大和郡山市の広報「つながり」の3ページ目に、奈良県大和郡山市による 世界自閉症啓発デー関連イベントの記事が掲載されていて、
◆郡山城天守台ブルーライトアップ = 自閉症や発達障害について広く市民のみなさんに知ってもらうことを

目的に、郡山城天守台でブルーライトアップを実施します。日時= 4月2日(日) 18時~19時30分 場所= 郡山城天守台問合せ= 障害福祉課(内線535)・まちづくり事業課(内線633)
◆自閉症関連書籍を紹介します = 市立図書館に、自閉症関連書籍の紹介など、特設コーナーを設置します。日時= 3月27日(月)~5月1日(月)(市立図書館の閉館日を除く、9時30分~19時。土曜は21時まで) 場所= 市立図書館1階問合せ= 市立図書館(☎55-6600)、と全市民へ紹介されていました。今年はこの機会に、長らくご無沙汰している会員皆様のお顔を拝見できるのではない

かと楽しみにしています。大和郡山市では、2019年の城天守台が整備事業の完成をきっかけに、上田清市長の提案のもとに、毎年4月2日世界自閉症啓発デーには、全世界のブルーライトアップ活動に呼応して郡山城天守台ブルーライトアップの実施をして頂いております。このことは、日本自閉症協会のホームページを通じて全国、全世界にも報告されています。(河村)



東京都自閉症協会からのお願い

全国の自閉症協会のみならずお世話になっております。4月2日の世界自閉症啓発デーに向けてご準備されていらっしゃると思います。東京都自閉症協会は都内の関係団体とTT(東京タワー)実行委員会を組織し、今年2023年もYouTubeライブ配信を企画しております。昨年、ご参加くださったみなさま、ありがとうございました。今年もみなさまにご参加いただければ幸いです。スケジュール：全体で16:45~18:45くらいを予定。前

半は都内の企業・団体のブルー・アクションを紹介。18:30前後は東京タワーの点灯式を紹介予定。18:30から、全国各地のブルーライトアップをZOOMでつなぎ、ご紹介いたしますので、ぜひ、参加していただけないでしょうか？リアルタイムでの参加が難しい場合は、事前に撮影した動画(60秒以内)でのご参加も可能ですので、ご相談ください。ご参加いただける場合は、3月20日までにご連絡いただけますと有難いです。ご連絡は、吉田 yoshida3@tc5.so-

net.ne.jp にお問い合わせ致します。何卒ご検討くださいませ。東京都自閉症協会 吉田庸子 皆様ご協力の程、何卒宜しくお願い致します。



合同出版からの情報：子どものころやからだの発達を支援する連続セミナー 2023 春

【開催日】3/28(火)～3/31(金) 各19:00～21:00(アーカイブ配信あり)

【会場】オンライン

新学期に向けて子どもが輝く支援を伝授！特別支援教育・療育・保育の現場で、すぐ役立つ知識や支援のポイントを、最前線で活躍する講師陣がお届けします。みなさまの参加をお待ちしております。

★詳細・お申し込み★<https://godo2023haru.peatix.com/>

★001「1日5分！クラスでたのしく「見る力」を育てよう学習・運動の困りごとを減らすビジョントレーニング」

3月28日(火) / 19時00分スタート、21時00分終了予定 <https://godo2023haru001.peatix.com/>

講師

◆北出 勝也さん(一般社団法人視覚トレーニング協会代表理事)

◆公文 美貴さん(小学校教諭、公認心理師・特別支援教育士)

視力がよくても「見えにくい」ことが原因で、学習や運動、生活面に困難が生じる子どもたちがいます。見るために必要な「視覚機能」を高めるビジョントレーニングを使った効果的な支援法について、一般社団法人視覚トレーニング協会代表理事の北出先生と学校教諭の公文美貴先生にお話していただきます。

★002「チック・トゥレット症候群の子どもたちを理解する」

3月29日(水) / 19時00分スタート、21時00分終了予定

<https://godo2023haru002.peatix.com/>

講師

◆星野 恭子さん(医療法人社団昌仁醫修会瀬川記念小児神経学クリニック理事長)

◆木田 哲郎さん(一般社団法人日本CBIT療法協会代表)

チック・トゥレット症は、発症のメカニズムの解明も対処法も非常にむずかしい疾患です。20年の臨床をもつ星野恭子さんに、チック・トゥレット症の本人やご家族、支援者に、ぜひ知っておいてほしい対応、実際に行っている治療方法、国内外の最新の研究をお話いただきます。

★003「聞こえているのに聞き取れないAPD / LiD 学校・家庭での対応」

3月30日(木) / 19時00分スタート、21時00分終了予定

<https://godo2023haru003.peatix.com/>

講師

◆小淵 千絵さん(国際医療福祉大学成田保健医療学部言語聴覚学科教授)

◆きよこさん(漫画家・イラストレーター)

耳がキャッチした音を、脳が上手に認識できない「APD=聴覚情報処理障害 / LiD=聞き取り困難」。本セミナーでは、専門家の小淵千絵先生にAPD / LiDの基本的な知識や、当事者の方への配慮について教えていただきます。また『マンガAPD / LiDって何!?』の著者きよこさんに加え、当事者・保護者の方2名にもご登壇いただき、家庭・学校での困りごとやその解決策などお話していただきます。

★004「愛着障害と発達障害は、どこがどう違う？」

支援者・保護者が知っておきたいその見極め・支援の具体的ポイント」3月31日(金) / 19時00分スタート、21時00分終了予定

<https://godo2023haru004.peatix.com/>

講師

◆米澤 好史さん(和歌山大学教育学部教授・臨床発達心理士スーパーバイザー)

現在、愛着障害のある子どもが増えています。愛着障害は日常でどのような現れ方をするのでしょうか？またどのような支援で解消していくのでしょうか？長年、保育や教育、福祉の現場で、愛着の問題があるこどもを

支援してきた、米澤好史先生に愛着障害の背景や特徴をやさしく解説していただきます。また発達障害との違いとその見分け方のポイント、対応や支援の仕方を具体的に紹介します。

●参加費 1回チケット 2,000円 4回コースチケット 7,000円 (1,000円引)

●締切日各回コース：当日の18:00まで 4回コース締め切り：3月28日(火) 18:00まで

皆様のご参加お待ちしております。申込方法：合同出版の公式ホームページ、または peatix の2種類の方法で申し込みが可能です。

合同出版公式HP：<<https://www.godo-shuppan.co.jp/news/n51235.html>

<<https://www.godo-shuppan.co.jp/news/n51235.html>>>

Peatix：<<http://godo2023haru.peatix.com/> <<http://godo2023haru.peatix.com/>>>

一合同出版 〒184-0001 東京都小金井市関野町1-6-10 代表 TEL：042-401-2930

営業プロモート部 TEL:042-401-2932 FAX:042-401-2931

MAIL:yamamoto_m@godo-shuppan.co.jp

3月のPECSだより

(ピラミッド教育コンサルタントオブジャパン)より

PECS ユーザー様各位

3月は学校や会社などでは様々な区切りがあります。学習者さんの一年の成長を振り返る月にもなる傾向が多く、いろいろな場面が思い出され、実りのあった一年だったことだとでしょう。

先生方は学習者さんたちが新しい学年に上がる、または違う学校へ転校する、新しい就労指導現場へ行くために本年度目標としていたスキルや現在の目標、スキルを教えるために使用していた指導計画等を次の先生やスタッフさんにバトンタッチができるようにレポートを書かれていることでしょう。指導計画に必要な要素は教育へのピラミッドアプローチを基に考えると書きやすくなります。(次回の教育へのピラミッドアプローチのワークショップは3月4-5日に開催)

PECSRをお教室内で使用されている学習者さんのレポートを書く際に必要なのはデータです。データをとっておくとどれだけの語彙が毎月増えていっているか、どんな時にコミュニケーションをとっているか等の情報が得られ、コミュニケーションをとる場面がたよっていたりした際にそのほかの場面でもコミュニケーションがとれるように般化の要素を導入していくことなどに気が付きます。教室内のPECSの使用者のまとめの表が弊社ホームページにて無料ダウンロードしていただけます。ご参考までに。

コミュニケーション以外にも、学習者さんたちが自分でできるようになった様々なスキル

例：

- ・水筒をカバンからだして棚に置く

- ・宿題を朝来た時に提出する
- ・手を洗う
- ・上履きを自分で探してはき、外の靴を自分でしまう
- ・余計な棒や紙を渡されなくてもスケジュールに応じるなど・・・

一年を通して習得したスキルを引き続き保ち、そのほかのスキルができるように目標をクラス替えや転校先の先生が翌年度の学習者の個別支援計画や指導計画を立てられるように保護者様と話をしながらまとめのレポートを書かれていることだと思います。

また、3月は一年お世話になったお教室や職場を片付ける際に機能的な活動の中でコミュニケーションを教える機会が沢山出てきます。学習者の方々や成人さんにとって身の回りのものを整理整頓する日が多くなる月でもあります。この機会に多くの機能的な活動(掃除や、片付けなど)のなかで、機能的なコミュニケーションを引き続き指導してあげるように心がけましょう。

そして、新たな目標を立てて新年度を迎える準備を進めませんか？

応用行動分析入門 (PAER) 教育へのピラミッドアプローチ R

「応用行動分析入門 (PAE = 教育へのピラミッドアプローチ R)」は PECSR の共同開発者であるアンドリュー・ボンディ博士により、自閉症の人々を支援するスタッフを長年サポートしてきたなかでの実践や応用行動分析学の概念を基に開発された独自の指導方針です。だれもが学ぶために必要とする要素やスキルを効果的にどのように教えたらよいか、また対象者が効率的に学

ぶにはどのような学習環境を構成したらよいか、この「応用行動分析入門（PAE）」は 教室またはご家庭で教える立場に立つ人であれば誰にでも使える効果的な指導方針です。

応用行動分析入門（PAE）は2つの異なる要素により成り立っています。それは、「何を教えるか」と「どのように教えるか」です。

まずは応用行動分析を通じて対象者の成長のために学習しやすい環境の基盤を作り上げていきます。「何を教えるか」の要素には、役に立つ活動の中で役に立つスキルを 教えること、人との関わりをするためのコミュニケーション、強力な強化子で学習のモチベーションをあげる（維持する）、そして行動の介入計画を焦点としています。

これらの要素は、ピラミッドアプローチの土台にあたり、学ぶ事を促進するために必要であり、学習を効果的にする土台の環境設定を構成します。「どのように教えるか」の指導要素にはレッスン形式、プロ

プト方法、エラー修正方法（各レッスン形式に対して独自に開発されたもの）と般化に焦点をあてます。このすべての要素がそろっているのか、皆さんの行っている指導方法が効果的か見極めるためにはデータ収集し、集めたデータを基に判断することになります。以上に挙げた9つのピラミッドアプローチに関わる全ての要素が結合された時に、このシステムは幅広い環境の中で効果的な成果をもたらします。

このワークショップでは、その9つの大切な要素を解説します。応用行動分析入門（PAE）は系統的なプログラムであり、教育する者が各学習者の最大限の学習成果を達成するためにどのように個々の学習を設定するのかを教えてください。ピラミッドアプローチの要素を専門家チームや教室に取り入れることにより、効果的で実践的な施設での支援に効果的な成果をもたらすことでしょう。

応用行動分析入門：教育へのピラミッドアプローチは創造的な方法で教えることを促進する数少ないプ

ログラムの一つであり、幅広い行動応用分析の原則が適応されています。ピラミッド教育コンサルタントでは対象者の使用するコミュニケーションの様式には関係なく、応用行動分析の要素を独自に組み合わせ、日常生活で使えるコミュニケーションスキルを築き上げる事に重点を置いています。

学ぶ内容

ピラミッドアプローチにある9つの要素を見極める『指導内容』として大切な4つの要素：

- 機能的な活動
- 強力な強化子
- 機能的コミュニケーション
- 状況にそぐわない行動の概要

『指導方法』として大切な4つの要素：

- 般化
- レッスンの種類
- 指導方略

エラー修正の概要

- ・ どのような状況下で行動がおこったか説明する
- ・ レッスンや教材が機能的かどうか評価する
- ・ 効果的な強化システムの重要な要素を名乗り実践

- する
- ・ 一つのものや活動を使用して少なくとも4つの異なるレッスンをリストアップする
 - ・ ピラミッドアプローチにある全ての要素を含めたレッスン計画を作る
- お問い合わせ：ピラミッド教育コンサルタント
 オブジャパン（株）〒815-0031 福岡県福岡市南区清水1-23-1-202 092-983-8985 092-982-8901
 pyramidjp@pecs.com



NDF (奈良障害者フォーラム) からのメール情報

NDFフォーラム「福祉の奈良モデル条例を考える」にご参加を!

日時 3月23日(木)午前10時~12時

場所 奈良市はぐくみセンター 会議室1-5他 (奈良県奈良市三条本町13-1)

講師 奈良県福祉医療部 障害福祉課長 森本有希子氏

講師の森本課長から力が入ったパワーポイントが送られてきました。葛城市、宇陀、田原本の県内包括的支援体制の先進事例なども話されるようです。この間に、奈良県は障害分野でいくつもの条例をつくってきました。「重症心身障害児等の地域生活支援条例」「精神障害の伴走型支援条例」「地域福祉推進条例」そして、今議会で成立した「福祉の奈

良モデル条例」。理念条例として次々作られてはいますが、その内実、実効性は? 拠点として、多くの機能を背負い、取り沙汰される「奈良県総合福祉センター」の実際の稼働状況は? 奈良県に実態を伝え、直接声を届ける機会ともなります。ぜひ、多くのご参加を。 問い合わせ 奈良障害者フォーラム事務局 080-1445-7894 (担当 小針)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について (令和5年3月10日)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 位置づけ変更に伴う医療提供体制の見直し

(1) 基本的な考え方

・ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。) 上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常への移行していくことになる。

・ このため、新型コロナウイルス感染症対策にこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進める。そして、暫定的な診療報酬措置を経て、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じて新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行させる。この間、感染拡大が生じうることも想定し、感染拡大への対応や医療提供体制の状況等を検証した上で、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

・ その際、各都道府県による「移行計画」の策定、設備整備等の支援を通じて、冬の感染拡大に先立ち、対応する医療機関の維持・拡大 (外来の拡大や軽症等の入院患者の受入りの拡大) を強力に促す。

・ 入院調整についても、冬の感染拡

大に先立ち、「移行計画」などに基づき、まずは軽症等の患者から医療機関間による調整の取組を進める。秋以降は、その進捗を踏まえつつ、重症者等の患者について医療機関間による調整の取組を進めることを基本に対応する。これにより、病床確保を含む行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行する。

・ 上記の取組を推進するため、「地域包括ケア病棟」等での受入れの促進、医療機関間で病床の状況を共有しやすくする仕組みの普及など必要な支援を行うとともに、現行の支援策について必要な見直しを行う。

(2) 外来

【令和5年3月上旬から着手する取組】

① 感染対策の見直し

・ 感染対策について、これまでの学

会等のガイドライン (以下単に「ガイドライン」という。) の範囲内で最大限安全性を重視した対応から、ガイドラインに沿いつつ安全性だけではなく、効率性も考慮した対応へ見直す。

・ 新たに対応する医療機関における感染対策のために必要となる設備整備や個人防護具の確保等に対して、必要な支援を行う。

② 応招義務の整理

・ 医師等の応招義務について、新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しない取扱いになる (注1) ことを明確化する。 (注1) 特定の感染症への罹患のみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しないが、現在、新型コロナウイルス感染症は、2類感染症と同様、制度上特定の医療機関で対応すべきとされていることか

<p>ら、その例外とされている。新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後は、制度上幅広い医療機関において対応できる体制に移行することから、「正当な事由」に該当しない取扱いに変わる。</p> <p>③医療機関や地方自治体への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「診療の手引き」や感染対策の見直し、応招義務の整理等について、分かりやすい啓発資料を作成し、医療機関や地方自治体に対して周知を行う。 <p>【位置づけ変更に伴うさらなる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県において、定期的に対応医療機関数（令和5年2月時点で、全国で約4.2万）を把握しつつ、広く一般的な医療機関（全国で最大約6.4万）（注2）での対応を目指し、医療機関数の維持・拡大を促す。国は、都道府県を通じてその進捗管理を行う。その際、都道府県は、受け入れる患者をかかりつけの患者に 	<p>限定している医療機関に対して、地域の医師会等と連携の上、患者を限定しないよう積極的に促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応医療機関について、各都道府県において医療機関名等を公表する仕組みを当面継続する（注3）。 ・国及び都道府県は、対応医療機関の維持・拡大に向けて、位置づけ変更を待たずに、積極的に取組を行う。（注2）インフルエンザ抗原定性検査を外来においてシーズン中、月1回でも算定している医療機関数。（注3）冬の感染拡大に先立って、医療機関数の拡大の状況等を踏まえ、必要な対応を検討する。インフルエンザについては、医療機関名等を公表する取組は行っていない。（注4）外来のひっ迫回避のため、重症化リスクの低い者への自己検査・自宅療養の呼びかけ（自己検査キットや解熱鎮痛剤の常備を含む。）、受診相談センター等の取組は、 	<p>継続する。</p> <p>（3）入院</p> <p>【令和5年3月上旬から着手する取組】</p> <p>①地方自治体による移行計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県において、冬の感染拡大までの間、新たな医療機関による軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを進めること、医療機関間による入院調整を進めること等を内容とする9月末までの「移行計画」を4月中に策定する。 <p>②感染対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策について、ガイドラインの範囲内で最大限安全性を重視した対応から、ガイドラインに沿いつつ安全性だけではなく、効率性も考慮した対応へ見直す。【再掲】 ・新たに対応する医療機関における感染対策のために必要となる設備整備や個人防護具の確保等に対して、必要な支援を行う。【再掲】
<p>③応招義務の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師等の応招義務について、新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しない取扱いになることを明確化する。【再掲】 <p>④医療機関や地方自治体への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「診療の手引き」や感染対策の見直し、応招義務の整理等について、分かりやすい啓発資料を作成し、医療機関や地方自治体に対して周知を行う。【再掲】 <p>【位置づけ変更に伴うさらなる取組】</p> <p>①新たな医療機関による受入れの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病院（約8,200）で対応することを目指し、重点医療機関等以外で受入れ経験がある医療機関（全国で約2,000）（注5）に対して、新たな軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを積極的に促す。特に、高齢者を中心に、「地域包括ケア病棟」や「地域一般 	<p>病棟」等の受入れを積極的に推進する。</p> <p>（注5）重点医療機関等（令和5年2月時点で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるための確保病床を有する医療機関）数：3,018、新型コロナウイルス感染症の患者の受入れ経験がある病院（令和4年11月から令和5年1月までの間に1回でも入院患者の受入れの報告を行った病院）数：4,824</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、受入れ経験がない医療機関に受入れを促す。 ・位置づけ変更前に確保病床を有していた医療機関（全国で約3,000）は、重症者・中等症Ⅱ患者の受入れへと重点化を目指す。 ・「移行計画」には、各都道府県において、直近のオミクロン株の流行時における入院者数を想定した上で（注6）、冬の感染拡大に先立ち、9月末までの期間で、これまで確保病 	<p>床で受け止めてきた軽症・中等症Ⅰの入院患者について、位置づけ変更後、受入れ経験がある医療機関や「地域包括ケア病棟」等においてどの程度受入れを行うか、重点医療機関等で引き続きどの程度受け入れるか等、具体的な患者像を念頭に置きつつ、新たな医療機関による受入れの具体的な方針や目標等を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び都道府県は、対応医療機関の維持・拡大に向けて、位置づけ変更を待たずに、積極的に取組を行う。（注6）オミクロン株が主流となっていた直近の最大の入院者数（令和5年1月11日）：約4.4万人（うち確保病床への入院者数が約2.9万人、確保病床以外への入院者数が約1.5万人） <p>②病床確保料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬特例の見直し（（6）診療報酬の取扱い）に連動して病床確保料の補助単価の見直しを行う（注

<p>7)。 ・また、通常の医療提供体制への移行を目指す中で、病床を効果的に活用する観点から、休止病床の範囲の見直しを行う（注7）。 ・病床確保料について、上記の形で9月末までを目途とした措置とし、その後の対応については「移行計画」に基づく冬の感染拡大に先立つ軽症等の患者に対応する医療機関の拡充や入院調整を医療機関間により行う取組の進捗状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。 （注7）重点医療機関（特定機能病院等）の一般病床は 3.7 万円/日とし、確保病床1床に対して最大1床分の休止病床とするなど。 ③救急医療 ・入院の医療提供体制の拡充とあわせて、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合の電話等による相談体制（# 7119、# 8000 等）を維持・</p>	<p>強化するとともに、救急車利用の目安について救急車利用マニュアル等によりあらかじめ確認することについて引き続き周知を行う。 ④臨時の医療施設の取扱い ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき設置された臨時の医療施設については、地域の他の医療機関等への転院や機能を分散させる等した上で廃止することが基本となる。ただし、健康管理機能を持つ臨時の拠点としての利用を可能とするほか、都道府県が高齢者や妊婦の患者の受入れ、救急搬送への対応等のため特に必要と判断する場合には、医療施設として当面存続できることとする。 ⑤医療人材の確保 ・医療提供体制のひっ迫に対応するため、医療機関を超えた医療人材を確保するための取組を継続する。</p>	<p>(4) 入院調整 【令和5年3月上旬から着手する取組】 ・各都道府県において、冬の感染拡大までの間、新たな医療機関による軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを進めること、医療機関間による入院調整を進めること等を内容とする9月末までの「移行計画」を4月中に策定する。【再掲】 【位置づけ変更に伴うさらなる取組】 ・外来で新型コロナウイルス感染症の陽性が確定した患者の入院先の調整について、冬の感染拡大に先立って、原則、医療機関間による調整への移行を促すため、以下の取組を行う。 ・病床の状況を共有するため、G-MIS やこれまで各地域で構築してきたシステムなど IT の活用を推進（好事例の周知、G-MIS について入力項目の簡素化等、より使いやすく</p>
<p>するための見直し等)する。その際、個々の外来医療機関における対応を支援するため、地域の医師会等と連携した取組を進める。 ・円滑な移行のため、都道府県の取組の実情に応じて、当面、「入院調整本部」等の枠組みを残すことを可能とする （病床ひっ迫時等に支援）。 ・各都道府県において、冬の感染拡大に先立って、「移行計画」で定めた方針などに基づき、まずは軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による調整の取組を進める。秋以降は、その進捗を踏まえ、重症者・中等症Ⅱ患者について医療機関間による調整の取組を進めつつ、病床確保にかえて重症者・中等症Ⅱ患者向けの対応を行った医療機関へ支援を行うことなどを検討する。 ・妊産婦、小児、透析患者については、都道府県における既存の調整の枠組</p>	<p>みへの移行を進める。 ・入院調整については、現行でも、医療機関間による調整の取組が進められているところであり、地域の実情に応じて、位置づけ変更を待たずに、医療機関間による調整の取組を積極的に進める。 (5) 自宅療養者への対応 ・自宅療養者への対応について、発熱時等の受診相談機能や陽性者の体調急変時の相談機能を継続するとともに、ハイリスク者への電話・オンライン診療、往診、薬剤交付や服薬指導、訪問看護などの取組を継続する。 (6) 診療報酬の取扱い ・新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴い、5月8日以降、外来等及び入院における診療報酬特例について、以下のとおり見直す。 ・また、冬の感染拡大に先立ち、今夏までの医療提供体制の状況等を検</p>	<p>証しながら必要な見直しを行う。その上で、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行う。 ①外来等 ・外来については、感染対策を一定程度評価しつつ、事務負担の軽減等に伴い新型コロナウイルス感染症患者の診療に係る特例措置は見直していく。一方で、位置づけの変更に伴い必要となる入院調整等の業務を新たに評価する。 ・位置づけ変更後も必要となる、空間分離や時間分離に必要な人員、PPE 等の感染対策については引き続き評価した上で、受け入れる患者を限定しないことを評価する仕組みとする。 ・コロナ患者の診療に係る特例措置については、届出の簡略化といった事務負担の軽減等に伴い、見直しを行う。</p>

<p>・一方で、位置づけ変更に伴い、今後は原則、入院調整等は各医療機関が実施することになることを踏まえ、これらの業務に対する評価を行う。</p> <p>・また、入院の必要性が低い場合に施設内での療養を支援する観点から、介護保険施設等に対する緊急往診は引き続き評価する。</p> <p>②入院</p> <p>・入院については、人員配置の効率化が図られている実態等を踏まえ、重症・中等症患者等に対する特例措置は見直していく。一方で、介護業務の増大等を踏まえ、「地域包括ケア病棟」等での患者の受入れを新たに評価する。</p> <p>・重症・中等症患者等に対する特例措置、例えば救急医療管理加算4～6倍などは、入院患者の重症化率低下、看護補助者の参画等により、業務・人員配置の効率化が図られて</p>	<p>いる実態や、高齢患者増に伴う介護業務への対応の実態を踏まえ、見直す（4～6倍→2～3倍など）。</p> <p>・介護業務の増大等を踏まえ、リハビリテーションや入院支援体制が充実した病棟（「地域包括ケア病棟」等）での患者の受入れを新たに評価する。</p> <p>・入院医療においても、リハビリテーション実施時も含め、必要な感染対策は引き続き評価する。</p> <p>2. 高齢者施設等における対応</p> <p>・高齢者施設には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種の政策・措置（注8）は、当面継続する（注9）。（注8）</p> <p>・高齢者施設における感染対策の</p>	<p>徹底</p> <p>・重症化リスクが高い者が多く入所・生活する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査（※）</p> <p>※いずれも地方自治体を実施する場合には、行政検査として取り扱う。</p> <p>・希望者に対する新型コロナワクチンの接種</p> <p>・高齢者施設で新型コロナウイルス感染症患者等が発生した場合における相談、往診（オンライン診療含む）、入院調整等を行う協力医療機関の事前の確保</p> <p>・高齢者施設へ看護職員を派遣する派遣元医療機関等への補助</p> <p>・必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設への補助</p> <p>・退院患者の受入促進のための介護報酬上の特例</p> <p>（注9）施設内療養の補助については、施設が医療機関との連携体制を</p>
<p>確保しているなど、必要な要件を設けた上で実施し、医療提供体制の状況を踏まえて見直しを行う。</p> <p>・その上で、高齢者施設における感染対策、介護従事者の訓練、医療機関との連携強化などの取組を推進するためのさらなる方策を検討する。</p> <p>・障害者施設についても同様に、感染対策の徹底、施設における従事者への集中的検査等の実施、感染発生時の施設に対する支援、療養に必要な医療提供体制の確保等、引き続き必要な取組を進める。</p> <p>3. 患者等に対する公費支援の取扱い</p> <p>・位置づけ変更による急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援について期限を区切って継続する。</p> <p>（1）外来医療費の自己負担軽減</p> <p>・新型コロナウイルス感染症治療薬（注10）の費用（薬剤費）の公費</p>	<p>支援については、夏の感染拡大への対応としてまずは9月末まで措置し、その後の本措置の取扱いについては、他の疾病との公平性に加え、国の在庫の活用や薬価の状況も踏まえて冬の感染拡大に向けた対応を検討する。</p> <p>（注10）経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「バクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」</p> <p>・新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、他の疾病との公平性を踏まえて、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了する。</p> <p>（2）入院医療費の自己負担軽減</p> <p>・新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に関しては、他の疾病との公平性も考慮し、医療費や食事代の負担を求めることとなるが、急激</p>	<p>な負担増を避けるため、今夏の感染拡大への対応として、まずは9月末まで、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額する措置を講ずる。なお、その額が2万円に満たない場合にはその額を減額する。</p> <p>・その後については、感染状況や他の疾病との公平性を考慮しつつ、その必要性を踏まえて検討する。</p> <p>・入院する新型コロナウイルス感染症患者の新型コロナウイルス感染症治療薬の費用については、外来医療費と同様、公費支援を実施する。</p> <p>（3）検査の自己負担</p> <p>・発熱等の患者に対する検査については、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了する。</p> <p>・引き続き、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性</p>

者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には、行政検査として取り扱う。【一部再掲】

(4) 相談窓口機能

・外来や救急への影響緩和のため、地方自治体の受診相談機能は継続する。(注11)

(注11) 陽性者の体調急変時の相談機能は継続することとし、公費支援を継続する。位置づけの変更に伴って個々の陽性者についての発生届が廃止となるため、健康フォローアップセンターの陽性者の登録機能や、発生届等をもとにした行政からのプッシュ型の健康観察については終了する。

(5) 宿泊療養施設

・感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に

終了する。

・ただし、高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設は、入院とのバランスを踏まえた自己負担を前提に、地方自治体の判断で経過的に9月末まで継続する。

4. その他

(1) 病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の対応

・位置づけの変更後に、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要に対応を講じる。

・具体的には、科学的知見や専門家の意見等を踏まえ、感染症法上の入院勧告等の各種措置が必要になるかどうかも含めて速やかに検討し、必要があると認められれば、新型コロナウイルス感染症の発生時と同様に、この新たな変異株を、まずは感染症法上の「指定感染症」に位置づ

けることにより（政令で措置）、一時的に対策を強化する。

・指定感染症に位置づけた上で、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあると認められる場合には、厚生労働大臣から内閣総理大臣への報告を行い、特措法に基づく政府対策本部及び都道府県対策本部を設置する。なお、新たな変異株の特性等によっては、ただちに「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけることもありうる。

・政府対策本部においては、基本的対処方針を定め、その中で、行動制限の可否を含めた感染対策について決定する。

・加えて、新たな変異株の特性なども踏まえ、これまでの対応の知見等も活用しつつ、必要な方が適切な医療にアクセスできるよう、各都道府県と連携し、病床や外来の医療提供体制の確保を行う。

(2) 水際措置等

・位置づけの変更に伴い、検疫法（昭和26年法律第201号）上の検疫感染症から外れるため、入国時検査等の水際措置は適用されなくなる。

・位置づけの変更後に、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの状況になれば、検疫法に基づく政令指定により、隔離・停留といった強力な措置を可能とする等、国内への流入を遅らせるとともに国内での感染拡大をできる限り防止するために必要な措置を迅速に講じる。

・また、増加が見込まれる訪日外国人観光客の医療費未収対策を引き続き進める。

(3) ワクチン接種

・令和5年度のワクチン接種については、秋冬に5歳以上の全ての者を対象に接種を行い、高齢者等重症化リスクが高い者等には、秋冬を待た

ず春夏にも追加で接種を行うとともに、引き続き、自己負担なく受けられるようにする。

お知らせ

NHK 厚生文化事業団近畿支局の閉所について

NHK 厚生文化事業団では、2023年3月31日（金曜）をもって近畿支局を閉所しまして、今後の事業展開は東京の本部が継承することにいたしました。これまで支局へ頂戴しました皆様からのご支援に心よりお礼申し上げます。今後とも、社会福祉の増進への貢献によりまして、皆様のご期待にお応えしていく所存です。何卒ご理解の上、変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部による新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（R5年/3/10）（情報提供）平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（情報提供）」（令和5年1月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお知らせしたとおり、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることと

しています。位置づけの変更に伴う医療提供体制や患者等への対応については、3月上旬を目途に具体的な方針をお示しすることとしていましたが、本日、具体的な方針として、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」が決定されました。詳細は別紙1（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び別紙2（同決定に関する参考資料・ポイント）のとおりですが、今後、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していきます。このため、新型コロナウイルス感染症対策にこれまで対応してきた

医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進めていきます。そして、暫定的な診療報酬措置を経て、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じて新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行させることとなります。この間、感染拡大が生じうることも想定し、感染拡大への対応や医療提供体制の状況等を検証した上で、その結果に基づき、必要な見直しを行います。本決定について御了解の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。また、本決定に基づく医療提供体制、移行計画、入院医療費の軽減措置等に関する詳細の取扱は、近日中にお示しする予定です。なお、別途事務連絡にてお知らせしているとおり、本件について、令和5年3月14日（火）14：30～

16：00 に自治体向け説明会を開催させていただきますのでご承知置き下さい。（参考）新型コロナウイルス感染症対策本部ウェブサイト※本事務連絡の別紙1,2と同じ資料
 ○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（令和5年3月10日対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_050310.pdf
 ○（参考資料）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）（令和5年3月10日）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sankou_r050310.pdf

日本自閉症協会の総会及び加盟団体役員連絡会の日程予定

- 総会：6月25日（日）13時30分～16時 対面で予定しております。（総会の中で、新理事候補者が承認され、新理事による臨時理事会が行われます）
- 加盟団体役員連絡会：11月25日（土）午後～11月26日（日）午前 対面で予定しております。



Warm Blue 2023 キャンペーンに参加しませんか?

自閉症啓発デーのテーマカラーは青!
あたたかい青でつながりましょう。

1 オフィスやお店をブルーデコレーション

施設や建物を買くライトアップしてみたり、
オフィスやお店をブルーでデコレーションしてみませんか?

2 青いものを身につける ブルーコーデにトライする

4月2日に向け青いものを身につけて過ごしましょう。
ブルーを使ったコーディネートーションも、いいですね!

3 ブルーフォトをSNSで拡散

ブルーデコした施設の写真、
青いものを身につけたポートレートなど、
「青」をテーマにした写真をSNSに投稿してください。



以下のハッシュタグをお忘れなく!

#WB_2023 #2023TT #LIUB #自閉症啓発デー

みなさんの
取り組みを、
SNSで
拡散します!

2023年4月2日は、オンラインイベントを実施予定!

16時45分 配信スタート!

4月2日当日は、さまざまな
ブルーアクションをご紹介します。
オンライン生配信を企画しています。

司会:不織ふわお (発達障害当事者)
 祝寿林杏美 (東京エス日本)
ゲスト:原ちづる (音楽・Getintouch代表)
 天遠清貴 他

詳細は、
公式Twitterを
チェック!

Information

自閉スペクトラム症 (Autism Spectrum Disorders: ASD) の人たちは、脳の特性により、
感覚や学習スタイル、コミュニケーションの方法などがふつうの人たちと違うとされています。
そのため、日常生活でさまざまな不便を感じることも多いです。4月2日は世界自閉症啓発デー。
「自閉スペクトラム症って何?」って思ったら、ぜひ、アクセスしてみてください。



4月2日(日) は世界自閉症啓発デー
東京を青くそめよう!
SNSをブルーでいっぱいにして!

Warm Blue 2023 キャンペーン開催!

世界自閉症啓発デー
Warm Blue
キャンペーンとは??

国連総会(2007年12月)において、
カタール王妃の提案により、
毎年4月2日を世界自閉症啓発デー
(World Autism Awareness Day)と
することが決議されました。
この日は、自閉症を知ってもらうために、
エンパイアースタートビル、ナイアガラの滝、
ピラミッドなど、世界中のランドマークが
青くライトアップされています。

参加方法は裏に!

一般社団法人Get in touch
(代表:東らぶら)は4月2日を
「Warm Blue Day」として、
2013年より、「東京を青くそめよう!」と、
ブルーを活用したアクションを
呼びかけてきました。

Get in touchからWarm BLUEキャンペーンを
ひきついだNPO法人東京都自閉症協会は、
都内の関連団体に呼びかけ
「東京タワー(TT)実行委員会」を立ち上げ、
東京タワーのブルーライトアップ点灯式を
盛り上げるイベントを行ってきました。
2021年からは、オンラインで
イベントを行っています。

f t i
SNSで拡散しよう!

当日LIVE配信

3月21日は世界ダウン症の日!
自閉症啓発デーと並んで、
国連が定めた国際デーです

TT2023実行委員会

TT2023実行委員会事務局 (NPO法人東京都自閉症協会)
東京都港区赤坂9丁目4番11号 福祉財団2F-7 電話:03-5710-0020

OWB2023キャンペーン実行委員会
TEL:03-6967-3531 (受付時間:011:00~15:00)

https://autism.jp

日本自閉症協会から

のお礼。
先週1週間のチャリティー特別販売期間が終了いたしました。目標金額の50万円を超えた52万6200円が集まりました。これもひとえに、加盟団体の皆さまに、ご購入やお知り合いの方への紹介など、いろいろな面でのお力添えをいただいたおかげです。本当にありがとうございます

た。一旦キャンペーン期間は終了しましたが、その時期にお買い求め出来なかった方々も、4月30日までは下記のリンクより、購入できます。
<https://jammin.co.jp/c/charityfor/autism>
こちらのリンクを開き、上の表示欄の「特別チャリティー企画」を開くと「世界自閉症啓発デーを応援しよう」があります。そちら

からご購入できますので、またお知り合いの方などお問い合わせなどありましたら、お伝えいただけましたら幸いです。今年の啓発デーは是非HAPPY WITH AUTISMのTシャツで繋がり、また盛り上げたいと思います。皆さまには、メールにて恐れ入りますが、まずはお礼を申し上げます。

○一般社団法人 日本自閉症協会

日本自閉症協会事務局からの情報

現在、市川会長と映画「梅切らぬバカ」の和島監督との対談動画を公開しております。(▼ 協会動画ページ <https://www.autism.or.jp/video-pickup/>)

順次、全4話を一般公開する予定ですが、加盟団体の会員さまは本日より【全話ご視聴が可能】です。この機会にぜひご視聴ください。===【対談動画】映画監督・和島香太郎 氏 × 日本自閉症協会 会長 市川宏伸 氏

テーマ：「暮らしたい場所でその人らしく暮らしていくために」

第1話 映画「梅切らぬバカ」と自閉スペクトラム症

https://youtu.be/qBpeDww_wqs

第2話 自閉スペクトラム症の人がその人らしく暮らすこととは

https://youtu.be/45vjC7x_RGg

第3話 誰もがその人らしく暮らせる未来に向けて

<https://youtu.be/89LGjQXhD3k>

第4話 自閉スペクトラム症の親御さんへのメッセージ

<https://youtu.be/opgZJbVYIS0>

※ 第1話はすでに一般公開しており、第2話は本日(3月10日)公開予定です。

※ 第3話は3月17日～、第4話は3月24日～、順次一般公開の予定ですが、会員の方は本日から上記のURLから視聴可能といたします。===対談では、自閉スペクトラム症の男性とその母親の地域での暮らしを描いた映画「梅切らぬバカ」の和島監督をお迎えし、市川会長がお話を伺いながら自らの想いも語っています。感想などお聞かせいただけましたら嬉しいです。どうぞよろしく願いいたします。=一般社団法人 日本自閉症協会 asj@autism.or.jp =

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円